

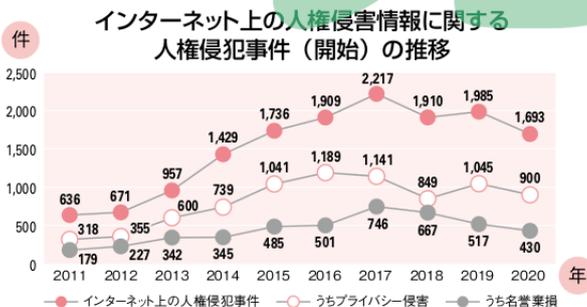
インターネットを悪用した人権侵害

1

インターネットを悪用した人権侵害とは

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使ったりすると“凶器”にもなります。たとえば、誰もが見られるSNSや掲示板等に誹謗中傷を書き込むなど、他人の人権を侵害する事件も後を絶ちません。

インターネットの世界においても、画面の向こう側に、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。



法務省「令和2年における『人権侵犯事件』の状況について」(2021(令和3)年3月)より

インターネットを悪用した人権侵害の特徴

加害の容易性

誰でも、簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、複製・画像等の合成も簡単にできる。

匿名性

匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになりやすい。被害者自身がすぐに加害者を特定するのが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。

被害の急速拡大化

いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能に。内容が別サイトに次々とコピー、転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がることも。

被害の回復困難性

情報の発信者・サイト管理者が特定できず、削除が困難な場合がある。

こんなことは人権侵害です！

例

- 差別表現
- 誹謗中傷の書き込み
- プライバシーの暴露
- 児童ポルノの掲載
- 個人情報の流出
- 著作権の侵害
- ネットいじめ
- 嫌がらせメール

